

運輸安全マネジメント

当社は、運輸安全マネジメント制度に基づき、安全性の向上のため自社の取り組みを実施しています。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるということを常に自覚し、絶えず安全運転の向上に努めます。
- (2) 輸送の安全を確保するため、関係法令及び社内の安全管理規定を遵守します。
- (3) 安全統括管理者のもと、安全管理かつ推進体制を構築し、全社一丸となり安全マネジメントを遂行していきます。
- (4) ヒヤリハット等の情報を共有し、かつ積極的に事故防止策の事例とし、事故ゼロを目指します。

2、輸送の安全に関する目標および、達成状況

(1) 2024 年度目標 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

- ① 重大事故ゼロを目指します。(自動車事故報告規則第 2 条の規定による)
- ② 社内交通事故発生率を 0.75%以下、人身事故ゼロを目標として取り組みます。

(2) 2023 年度結果 (2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日まで)

目標	結果
重大事故	重大事故 0 件 (目標達成)
事故発生率 0.75%	事故発生率 0.62% (目標達成)

3、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別の事故件数)

事故類型	発生件数	
	2022 年度	2023 年度
転覆、転落、火災、鉄道車両との衝突または接触	0	0
10 台以上の自動車の衝突または接触	0	0
死者または重傷者	0	0
10 人以上の負傷者	0	0
積載されたものの飛散または漏洩	0	0
積載されたコンテナの落下	0	0
操縦装置または扉の操作装置の不適切な操作	0	0
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転	0	0
運転者の疾病による運転の継続不可	0	0
救護義務違反	0	0
故障による運行不可	0	0
脱落、被牽引自動車の分離	0	0
橋脚、架線その他の鉄道施設の損傷と鉄道車両の運休	0	0
高速自動車国道または自動車専用道路の運行禁止	0	0
国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0	0

4、安全管理規程

- ・安全管理規程はこちら (→PDF)

5、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 2023 年度輸送の安全のために講じた措置

①事故削減

- ・ 人事給与課と連携し、入社時の研修および3ヶ月後の研修を実施しました。
- ・ 昨年同様、普通免許取得者を対象に社内基準を設け（免許取得5年以内、初任診断指摘項目あり）別途「特別新人講習」を実施しました。
- ・ 入社3年以上の生活物流部、基幹物流部を中心にドライブレコーダーの点検を行い、「運転姿勢・操作（ハンドルを切るタイミング）」「構えブレーキ」実施状況を安全指導員が点検しました。

②法令順守の維持・継続

- ・ 半期に1回事業所点検を行い、法令順守の運営状況を確認しました。また、事業所点検の際指摘項目が発生した事業所は、期間を定め改善を依頼しました。

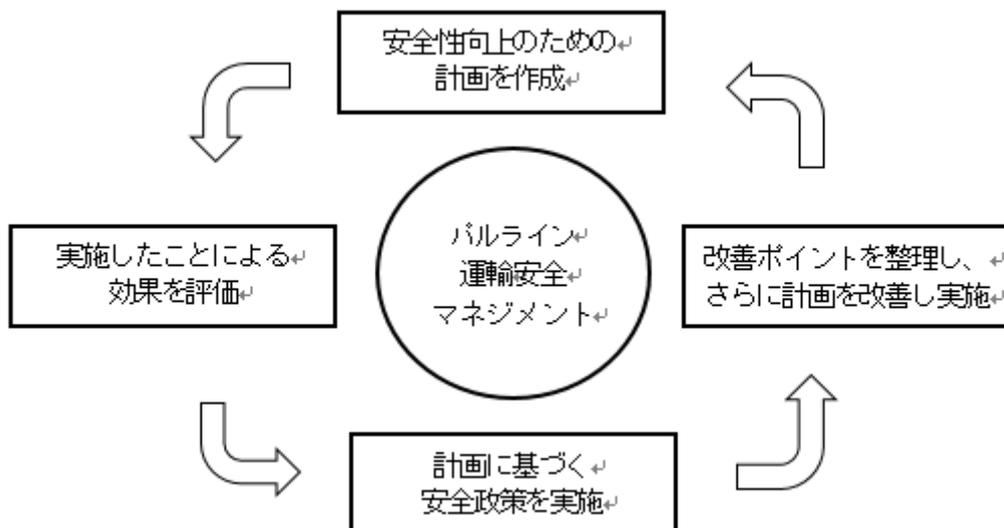
③健康管理

- ・ 一般検診、適齢診断の受診を行い、診断結果を基に保健師によるアドバイスを行いました。

④安全風土の強化

- ・ 自社の取り組みとして7月下旬より8月末の5週間、11月下旬から年度末まで5週間を安全強化月間として全社安全意識の底上げを図りました。

(2) 2024 年度輸送の安全のため講じようとする措置／計画、実施、評価、改善の流れ



①交通事故削減に向けた教育を強化します。

- 1) 人事給与課と連携し新人1ヶ月、座学研修／新人3ヶ月研修を引き続き実施します。また、現場から要請された同乗指導、実務指導も適宜対応します。
- 2) 今期も「免許取得5年以内」「普通免許取得者」「初任診断結果で弱点項目が2項目以上ある者」を対象に随時特別講習を実施し、交通事故発生抑止に繋がります。
- 3) 2025年度以降、主任職以上が特別講習を営業所内で計画的に実施できるしくみを構築するために管理職の安全指導を実施します。
- 4) 入社3年目以上のベテラン社員への安全指導は安全運転指導員を中心にドラレコ点検を実施し、交通事故発生抑止策とします。また、日常のドライブレコーダーの点検から「基本的なハンドル操作（ハンドルを切るタイミング）」「構えブレーキ」を中心に点検し、必要な場合は車両・安全統括課で同乗指導します。

②事業所点検を実施し法令順守体制を維持継続します。

1) 半期に1回、事業所点検を実施し法令遵守運営が出来ている状態を目指します。

③指導者の育成に力を入れます。

1) 上期1回、下期1回で管理監督者研修を実施し、指導する側の目線合わせを行い統一の指導が出来るようにします。

2) 月次会議では、各課の安全運転指導員が課題を抽出し、課全体としての共通の取り組み内容を設定します。

④社員が率先して参加する安全風土を強化します。

1) 集中した安全取り組み強化月間を実施し、安全意識を向上させ、事故・違反を削減します。

2) 社員が主役となり、日ごろの安全運転技術を競えるドライバーコンテストを開催します。

3) 標識テストなど交通法規に関する情報を提示し、違反に対する意識向上を目指します。

4) 定期的に営業所へ車両・安全統括課を派遣し、安全運転指導員、社員と意見交換を行い情報交換することで事故削減に繋がります。

⑤ドライブレコーダーの映像を活かし、安全運転教育に活用します。

1) 全車両へ導入されているドライブレコーダーの事故映像を乗務員教育、新人教育に活用します。

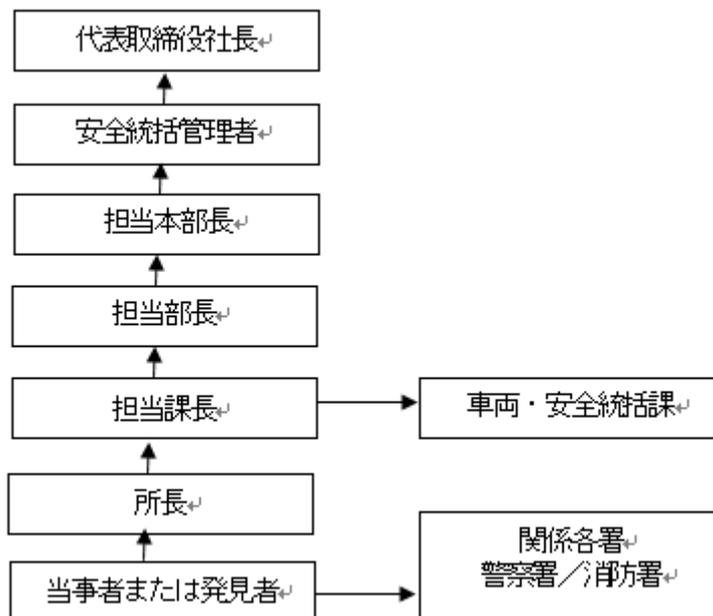
2) 定期的にドライブレコーダーの点検を行い、運転面の癖や指摘箇所を改善することで事故削減に繋がります。

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制とその他の組織体制

(1) 輸送の安全に係る組織体制

・安全管理体制図はこちら (→PDF)

(2) 事故、災害等に関する報告連絡体制



※事故が発生した場合、当日中に事故事例を携帯電話および、電子メールで全営業所に配信。

7、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 2023 年度実施状況

①2023 年度実施の研修

研修内容	実施回数	対象人数
初任運転者座学研修	12	81
初任運転者実技研修	44	80
新卒者座学研修	2	9
新卒者実技研修	2	9
新人特別講習	26	40
合計	86	219

②2023 年度実施の安全運転指導員会議

項目	実施回数
生活物流部安全運転指導員会議	12
基幹物流部安全運転指導員会議	12
合計	24

(2) 2024 年度実施計画

研修計画	予定回数
初任運転者座学研修	12
初任運転者実技研修	12
新卒者座学研修	2
新卒者実技研修	2
新人特別講習	40
生活物流部指導員会議	12
基幹物流部指導員会議	12
管理監督者研修	1
合計	93

8、輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

(1) 内部監査概要

- ・ 上期 1 回、下期 1 回の年 2 回、内部監査を車両・安全統括課で実施します。
- ・ 点検項目：全 33 項目（法令項目：16 項目、パルライン独自安全項目：17 項目）

(2) 2023 年度実施結果

- ・ 上期内部監査 全事業所点検済み。／下期内部監査 全事業所点検済み。
- ・ 指摘箇所は期間を設け改善を依頼し、その後改善状況を車両・安全統括課が確認しています。

9、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者：永島 浩一（常務取締役）

選任日：2019 年 6 月 19 日